

漁業特定技能協議会・養殖業分科会（第1回）

議事次第

日時：令和元年7月30日 14:00～

場所：農林水産省8階 水産庁中央会議室

開会

1. 養殖業分科会の運営規則（分科会決定）
2. 養殖業分科会規約（分科会決定）
3. 特定技能外国人材の引き抜き防止に係る申し合わせ
4. その他

閉会

配布資料：

- | | | |
|-----|-----------------------------------|----|
| 資料1 | 漁業特定技能協議会・養殖業分科会の運営規則（案） | 1 |
| 資料2 | 養殖業分科会規約（案） | 3 |
| 資料3 | 特定技能所属機関による外国人材の引き抜き防止に係る申し合わせ（案） | 10 |

漁業特定技能協議会・養殖業分科会決定第1号

令和元年7月30日

漁業特定技能協議会・養殖業分科会の運営規則（案）

漁業特定技能協議会運営要領（平成31年3月27日付け漁業特定技能協議会決定第1号。以下「運営規則」という。）第8条第4項の規定に基づき、漁業特定技能協議会・養殖業分科会（以下「養殖業分科会」という。）の運営規則を次のとおり定める。

（会長）

第1条 養殖業分科会に会長を置く。

- 2 会長は、水産庁増殖推進部裁培養殖課長とする。
- 3 会長は、養殖業分科会を代表し運営統括する。
- 4 会長は、副会長を指名し、副会長のうち1名を会長代行に指名することができる。

（副会長）

第2条 副会長は、会長を補佐し、会長が不在の場合には、その職務代行する。

（養殖業分科会の開催）

第3条 分科会の開催は以下のとおりとする。

- 一 養殖業分科会は、会長が必要に応じて招集し、その議長を務める。
- 二 会長は、事前に十分な時間的余裕をもって、漁業特定技能協議会（以下「協議会」という。）の構成員（運営要領第3条第1号に規定する構成員（以下「1号構成員」という。）を除く。）に養殖業分科会の開催を通知するとともに、議題案を含む会議資料を事前に送付する。
- 三 養殖業分科会の構成員以外の協議会の構成員は、養殖業分科会に参加することができる。
- 四 養殖業分科会の構成員は、所属する養殖業の1号構成員を代表して、委員として分科会に出席する。
- 五 会長は、必要に応じて、養殖業分科会の会議の議事に関係のある者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 六 やむを得ない事由により養殖業分科会を開催できない又は議事が輕易である等の場合には、会長は議事の内容を記載した書面（電子メールを含む。）を構成員に送付し、その意見を聴取し又は賛否を問うた上で、全ての構成員の了承をもって会議の議事に代えることができる。

（事務局）

第4条 養殖業分科会の事務局は、水産庁が担当し、その庶務を処理する。

(養殖業分科会の協議事項の取扱い)

第5条 養殖業分科会は、その協議の結果を協議会に報告するものとする。

(議事の公開等)

第6条 会議は、原則として非公開とするが、決定事項、会議資料及び議事要旨を公表する。

(運営規則の改正)

第7条 本運営規則の変更は、養殖業分科会での協議により行うものとする。

2 本運営規則に定めるもののほか、養殖業分科会の運営に必要な事項は、会長が養殖業分科会に諮って定める。

漁業特定技能協議会・養殖業分科会決定第 2 号
令和元年 7 月〇日

養殖業分科会規約（案）

養殖業分科会は、漁業特定技能協議会運営要領（平成 31 年 3 月 27 日付け漁業特定技能協議会決定第 1 号。以下「運営要領」という。）第 1 条の漁業特定技能協議会（以下「協議会」という。）の目的に資するため、第 8 条に基づき第 2 条の協議事項のうち次のものについて協議し、次のとおり定めた。

1. 特定技能外国人の受入に係る制度の趣旨及び法令順守の啓発

養殖業分科会に所属する運営要領第 3 条第 2 号に規定する構成員（以下「養殖 2 号構成員」という。）は、定期的に特定技能外国人の受入に係る制度及び関連情報の周知徹底を図るとともに、関連する法令の順守の啓発を図る。

2. 漁業特定技能協議会 1 号構成員資格証明書交付手続きの円滑化

別紙 1 の漁業特定技能協議会 1 号構成員資格証明書交付手続規則（令和元年〇月〇日）（以下「資格証明書交付手続規則」という。）に基づく事務手続が適切に行われるように、養殖 2 号構成員は所属する運営要領第 3 条第 1 号に規定する構成員（以下「養殖 1 号構成員」という。）を適切に指導するとともに、共同事務局（一般社団法人 大日本水産会）と協力して、1 号構成員資格証明書の交付の円滑化に努める。

3. 就業規則の整備の促進

（1）養殖 1 号構成員は、厚生労働省労働基準局が作成した別紙 2 の「モデル就業規則」（関連リンク：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zigyonushi/model/index.html）の規定例及び解説を参考にして、各養殖 1 号構成員（養殖事業者）の実情に応じた就業規則を作成し、雇用する特定技能外国人に対しても日本人職員と同等の賃金水準及び労働時間等の適正な就業規則を適用する。なお、養殖 2 号構成員は、養殖 1 号構成員が新たに就業規則を作成する際には、最寄りの労働基準監督署及び各都道府県に設置されている働き方改革推進支援センターの助言並びに登録支援機関の支援等を受けることを適正に指導する。

(注) 労働基準法(昭和22年法律第49号)第89条に基づき、常時10人以上の従業員を使用する事業者は、賃金及び労働時間等を規定した就業規則を作成し、所轄の労働基準監督署に届けることが義務付けられている。

(2) また、養殖1号構成員は、作成した就業規則を資格証明書交付手続規則第1条二の書類として提示する。

(3) なお、雇用する特定技能外国人が加入する労働組合と養殖1号構成員が労働協約を締結している場合には、(1)及び(2)の就業規則に代えて当該労働協約を適用及び提示することができる。

4. 特定技能外国人の受入に係る人権上の問題及びその他の不正行為に対する横断的な予防措置

(1) 養殖2号構成員は、所属する養殖1号構成員に対して特定技能外国人の受入に係る人権上の問題及びその他の不正行為に対する予防措置を定めることを指導する。また、養殖1号構成員は、雇用する特定技能外国人の事件、事故、行方不明及び離職・退職等の事案が発生した場合には、別紙3の様式に従って養殖2号構成員を経由して、速やかに養殖業分科会を通じて協議会に報告する。

(2) また、(1)の事案が発生した養殖1号構成員は、別紙3-2の様式に従って養殖2号構成員を経由して、定期(3か月ごと)に当該事案の経過報告及び再発防止策等について、養殖業分科会を通じて協議会に報告する。

5. その他

(1) 養殖特定技能試験問題の作成への協力

養殖2号構成員は、「平成31年度農業支援外国人適正受入サポート事業のうち漁業分野における外国人材の技能を評価する試験の作成・実施」の事業実施主体者である一般社団法人 大日本水産会からの要請に応じて、所掌する養殖業種に関連する特定技能試験問題の作成のための必要な協力を行う。

(2) 規約内容の見直し

養殖業分科会は、外国人材の特定技能制度の適正な運用を図るため、養殖分野における特定技能外国人の受入れ状況を適正に把握及び分析し、実態を踏まえ、適宜、本規約の内容について見直し改正する。

漁業特定技能協議会 1 号構成員資格証明書交付手続規則

令和元年 5 月 17 日
漁業特定技能幹事会

漁業特定技能協議会構成員資格取扱要領（平成 31 年漁業特定技能協議会決定第 3 号）第 2 条の規定を実施するため、1 号構成員の資格確認及び資格証明書交付等に関する事務手続について以下のとおり定める。

（加入申請）

第 1 条 漁業分野における特定技能所属機関になった者は、協議会の 1 号構成員になるため、加入申請書（別紙様式第 1-1 号及び第 1-2 号）に記入の上、以下の書類を添えて、2 号構成員に提出する。

一 雇用契約及び支援計画の概要（在留申請の関係書類の写し）

- ・ 特定技能雇用契約書
- ・ 雇用条件書
- ・ 1 号特定技能外国人支援計画書
- ・ 支援委託契約書（登録支援機関を使用する場合）
- ・ 派遣計画書（派遣形態の場合）
- ・ 就業条件明示書（派遣形態の場合）
- ・ 派遣先の概要書（漁業分野）（派遣形態の場合）
- ・ 派遣許可書（派遣形態の場合）

二 協議会において協議が調った事項に関する措置を講じていることが確認できる書類

三 その他基準への適合の確認に必要な書類

2 2 号構成員は、1 号構成員から提出された書類が適当であることを確認し、毎月 15 日又は末日の期限までに、加入申請書並びに前項第二号及び第三号の書類を共同事務局（一般社団法人大日本水産会）に提出するものとする。前項第一号の書類は 2 号構成員が保管し、共同事務局等からの要請があれば速やかに提出する。

（資格確認）

第 2 条 特定技能所属機関からの前条の申請を受けた場合には、共同事務局は、申請者が協議会の構成員であることの要件を満たすことを確認する。

2 協議会の構成員であることの要件を満たすことが確認された場合には、共

同事務局は、2号構成員を経由して、申請者に対し、別紙様式第2号により資格証明書を交付する。

(証明書の再交付)

第3条 構成員は、証明書を失ったときは、別紙様式第3号により証明書再交付申請書を同事務局に提出する。

(退会手続)

第4条 構成員は、漁業分野における特定技能外国人の受入れを行わない場合は、別紙様式第4号により退会届出書を同事務局に提出するとともに、証明書を返却する。

(報告)

第5条 同事務局は、証明書を交付したときは、四半期毎に、協議会（幹事会を含む）に1号構成員の資格状況を報告する。

(別紙 2)

モデル就業規則

平成31年 3月版

厚生労働省労働基準局監督課

漁業特定技能協議会事務局（水産庁企画課及び大日本水産会） あて

〇〇年〇月〇日

(養殖2号構成員の名称・代表者名・連絡先)

特定技能外国人の事件、事故、行方不明及び離職・退職等の事案発生の報告書

下記のとおり、本会所属の養殖1号構成員が雇用する特定技能外国人の事件（・事故、行方不明及び離職・退職等）の事案発生について報告いたします。

記

1. 養殖1号構成員について

- 名称・番号・代表者名・連絡先

2. 登録支援機関について

- 名称・代表者名・連絡先

3. 事案に関係する特定技能外国人

- 氏名・国籍・性別・業務内容（養殖業種）・

4. 事案について

- 事案発生日時
- 事案の内容（事件・事故、行方不明及び離職・退職等）
- 事案発生理由
- 事案発生当初の対処内容

5. その他

(別紙 3-2)

漁業特定技能協議会事務局（水産庁企画課及び大日本水産会） あて

〇〇年〇月〇日

（養殖 2 号構成員の名称・代表者名・連絡先）

特定技能外国人の事案の定期（3 か月）経過報告及び再発防止策等

〇〇年〇月〇日付けで報告した特定技能外国人の事案（別紙 3 に従った報告書を添付）に関して、下記のとおり、その後の経過報告及び再発防止策等について報告いたします。

記

1. 事案の経過報告

2. 講じた再発防止策

3. その他の特記すべき事項

令和元年 7 月 30 日

漁業特定技能協議会・養殖分科会

特定技能所属機関による外国人材の引き抜き防止に係る申し合わせ

漁業分野については、複数の漁業・養殖業種類から構成され、経営規模も多様であるところ、一般的な新たな外国人材の受入れ制度においては、漁業又は養殖業の業務区分内であれば、漁業種類や規模に関わらず幅広く利用できるようになっており、経営体間・漁業種類間の転職が可能となっている。

他方、新たな外国人材の受入れ制度を施行することにより、大都市圏等の特定の地域や漁業種類に外国人の過度の集中が生じることが懸念される。特に、養殖業職種においては、技能実習 2 号対象職種とそうでない職種が混在し、受入れ機関の間で無秩序な外国人材の引き抜きが行われれば、業界内の雇用秩序を乱し、外国人材の特定の地域や漁業種類への集中を助長するとともに、技能実習 2 号から特定技能への移行を念頭に外国人材の育成を行う経営体の経営にも悪影響を及ぼす可能性がある。

こうした点を踏まえ、大都市圏等の特定の地域や漁業種類に外国人が過度に集中することを予防し、外国人材の漁村地域への定着を促進する観点から、外国人材本人の意向や技能実習 2 号受入れ経営体による継続雇用の意向を尊重し、他地域及び他の漁業種類で雇用されている外国人材を積極的に引き抜き雇用することを自粛することを申し合わせる。